

公告

事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2024年7月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：アフリカ地域（広域）地域密着型小規模灌漑のアフリカ広域展開情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：アフリカ地域（広域）地域密着型小規模灌漑のアフリカ
広域展開情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価
落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00489

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年7月24日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）地域密着型小規模灌漑のアフリカ広域展開情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2024年10月から2025年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024年度末（2025年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 7月 30日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年 7月 31日 12時
3	質問への回答	2024年 8月 5日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年 8月 9日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年 8月 27日 9時30分
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.（3）日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/UgpwMcqE7e>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記2.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書(入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札

システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2. (3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica. go. jp
- ② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _見積書
〔例：24a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、

技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施しません。詳細は下記（3）のとおりです。
 - 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください

い。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100 点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額 : 価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N) : 価格評価点 = (予定価格 × 0.8) / N × 100 点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額 (応札額) については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点 (加点分を含む) と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{(総合評価点)} = \text{(技術評価点)} \times 0.7 + \text{(価格評価点)} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

サブサハラ・アフリカ（SSA）において可耕地で灌漑施設が整備されているのは7%程度に満たず、農業生産が伸びない一因となっている（国際水管理研究所調べ）。灌漑開発が進まない原因としては、開発資金の不足が挙げられるが、灌漑開発が行われた場合でも、不適切な設置や維持管理により、十分に機能しなくなる施設もある。

この課題の解決の一助に向け、JICAは比較的に低コストで灌漑開発が可能な手法として、2002年からマラウイで、さらにその成果を活用して2009年からザンビアで小規模灌漑開発の技術協力プロジェクト等を実施してきた。

これらのプロジェクトでは、乾季の灌漑を目的に、限られた水資源をできるだけ有効に活用するために、住民参加を前提として現地で入手可能な材料を使用した簡易堰及び土水路の建設を指導した。この結果、住民は自分たちで簡易堰を建設・維持管理を行い、水路に水を流すことにより、乾季での水利用が可能となった。一部の地域では、セメント等の資材を購入、追加することにより、簡易堰と比較して耐久性を有する堰（恒久堰）の建設を行っている。また、ザンビアではJICAのクラスター戦略でもあるSHEPや栄養改善と連動することで小規模農家の生計向上や生活改善の効果も確認されている。これらの灌漑施設の規模は非常に小さいものの、少ない投入で建設でき、地域コミュニティの活性化にも繋がるため、対象国の灌漑開発に少なからず貢献することが判明した。ザンビアではこの方式を地域に密着した住民参加型の低コスト小規模灌漑方式（COBSIアプローチ）と呼んでおり、広くSSAで活用できるものと考えられる。

ザンビアにおける一連のCOBSIプロジェクトの経験と実績を踏まえ、JICAは2021年から2023年に「地域密着型小規模灌漑のアフリカ広域展開に係る情報収集・確認調査」を実施し、SSA全49カ国を対象とした衛星画像を用いた机上調査と5カ国における現地調査を踏まえた将来の協力案の提案等を行った。また、2025年度後半には、SSA諸国において、①COBSI課題別研修、及び②ザンビアにおけるCOBSI後継技プロを通じた第三国向けの研修を予定している。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、過去に実施した COBSI 関連事業の現状確認及び有望国で COBSI アプローチについての実証調査を行い、その結果を取りまとめて SSA 域内における COBSI 推進に繋げることを目的とする。

第3条 調査実施の留意事項

1. 本調査の大まかな流れ

本調査は、大枠として以下の流れで実施する。

- ① COBSI が新規展開国で政策的に推進されることを目的として、
 - 1) 先行情報収集・確認調査（先行調査）により高いポテンシャルが確認された国の中からマラウイを除く4か国（パイロット対象国）を選定の上、灌漑開発計画や水利用に関する規定の確認を行うとともに、COBSI アプローチによる実証事業を実施する。
 - 2) マラウイの COBSI サイトの現状調査を実施する。
 - 3) これらを踏まえ、パイロット対象国において COBSI を政策的に推進するために必要なアクションを取り纏めた「COBSI 推進のためのコンセプトノート」を提言する。
- ② 現地調査後の国内業務として、小規模灌漑（COBSI）に係る課題別研修及びザンビアでの COBSI 後継技プロでの COBSI 関連研修参加への関心を喚起するため、現地調査対象国を中心に数か国の行政官を対象としたオンラインでの COBSI 関係講義などを実施する。
- ③ 以上を踏まえて、今後の技術協力による効果的且つ持続的な COBSI の普及に向けて、各国で確認すべき情報の整理と必要となる研修教材の整備、実証事業実施による成果、課題、教訓、提言を取りまとめる。

2. パイロット対象国の選定

本調査におけるパイロット対象国の選定にあたっては、先行情報収集・確認調査（先行調査）の結果を参考としつつも、これを批判的に検証の上、選定のためのクライテリアを再度設定する。例えば、先行調査のファイナル・レポートにおける一次選定の結果（「小規模灌漑開発ポテンシャル優先国リスト（表 2.2.1）」）は前提としつつ、二次選定の検討項目（貧困状況や GDP および農業セクターの従事者、栄養状況など。表 3.3.1 を参照）については、COBSI が現地に受け入れられやすい環境を示す判断根拠として適切であるか否かという観点で取捨選択・追加を検討し、JICA とも検討する。また、情報としては最新の統計データを利用する。三次選定の判断根拠としても、調査項目と評価・留意事項（表 4.1.2.）の中で、地域性・事業化優先度とあるが、「JICA

在外事務所の事業優先度」は最新の状況を JICA と確認することが必要であり、後述の「コンセプトノート」のフォローアップをする各国事務所や農業政策アドバイザーなどのキャパシティも確認することが有用である⁴。

3. マラウイでの現地調査

マラウイにおける COBSI サイトの現状調査にあたっては、住民参加で超低コスト灌漑である COBSI アプローチが、その後、現地でどのような形で維持または発展しているのかを確認し、COBSI 自体の持続性に関する教訓や留意点について示唆を得ることを第一の目的とする。第二としては、マラウイの農業・灌漑セクターにかかる法制度や水利用に関する規定の中で、COBSI がどのような取り組みとして位置付けられているのかを確認し、第4条「調査の内容」7.の「各国において COBSI を政策的に推進するためのコンセプトノート」作成のための指針を得ることを目的とする⁵。特に後者は、COBSI のような小規模分散型の灌漑開発から近代的な農業施設に移行する場合、または水管理組織を統合する必要性が生じた場合を想定し、どのような形で COBSI を展開すべきかという視点で調査を行う。

4. COBSI 推進のためのコンセプトノート

同コンセプトノートは、各国におけるパイロット活動の成果をふまえた現場での次の活動方針、上記3.の通り各国の農業・灌漑セクターの法制度や水利用に関する規定や将来の水管理組織の統合や近代的な農業施設への移行の可能性もふまえた COBSI の政策的位置づけ、継続的なエビデンスの収集と他の援助機関からの資金動員など、COBSI アプローチが各国で継続的に実践されるために、マラウイでの現地調査の結果を踏まえつつ、カウンターパートが取るべき現場での活動や政策的な整理を示す文書を想定している⁶。

5. COBSI の効果のモニタリング方法の整理

COBSI の効果のモニタリング方法の整理（後述の第4条「調査の内容」参照）について、COBSI の成果を図るためのモニタリング指標は、現在 JICA でも整理中である。例えば、灌漑開発面積、農家所得、健康的な食生活をおくる農家数、雨季の補給灌漑による干ばつ影響の軽減、外部資金の動員などを最終成果に、中間成果として研修数やパイロット活動の件数などを想定している。本調査後の COBSI の広域展開にあたっては、

⁴パイロット対象国の選定については、複数の検討事項があるため、技術提案書で具体的な提案を求める。

⁵ マラウイでの現地調査にあたっては、技術提案書で更に具体的な調査のポイントの提案を求める。

⁶コンセプトノートに関して、そのアウトラインの具体的なイメージを、技術提案書で提案を求める。

このような指標と因果推論の方法論を念頭に、COBSI の効果を測定するため、将来的に課題別研修の帰国研修員でも実行可能な簡易的なデータ収集と分析の方法を予め特定しておきたい。例えば、農家所得であればランダム比較試験や差分の差分法、雨季の補給灌漑による干ばつ影響の軽減であれば干ばつを自然実験として COBSI サイトと非 COBSI サイトを比較するなどの手法が考えられるが、データ収集コストの軽減と、分析の簡素化の仕組みなどを工夫する必要がある⁷。

第4条 調査の内容

1. 現地調査対象国の選定

- 1) 2021～22年に実施した先行調査の結果に基づき、調査方針で述べたポテンシャルの高い国を対象に、地域、使用言語、拠点・周辺国、JICA 関連事業の観点から対象国として4か国の選定
- 2) 実証事業にかかる説明資料の作成
- 3) 実証事業にかかる研修カリキュラムや教材の作成

2. 対象国の灌漑開発の現状及び将来計画等の確認（4か国）

- 1) 農業・灌漑セクターにかかる国家開発計画や方針等の確認
- 2) 農業・灌漑セクターにかかる法制度や水利用に関する規定の確認
- 3) 小規模灌漑開発にかかる支援や制度の確認
- 4) 有力な候補地に関する営農も含めた情報収集

3. 対象国における COBSI アプローチによる実証事業候補地の選定（4か国）

- 1) 灌漑開発にかかる重点地域や有力地域の確認
- 2) 灌漑施設を建設した場合の実施体制、維持管理体制の確認
- 3) 候補サイト、コミュニティ、営農状況等の確認
- 4) 候補サイトの選定（1～2か所／各国）

4. 実証事業に向けた準備と実施（1～2か所／各国）

- 1) 候補サイトにおける有力者及び住民への説明
- 2) 住民対象の研修実施（簡易堰構造、設置、水路掘削、維持管理、SHEP アプローチ、栄養指導等）

5. マラウイで実施した COBSI プロジェクトの現状確認

- 1) COBSI 技術の利用状況と維持管理状況及び営農状況の確認
- 2) 住民参加型での小規模灌漑開発にかかる政府の計画や方針の確認
- 3) 国家事業としての COBSI プロジェクトの自立発展性に係わる課題、教訓等のとりまとめ

⁷ この観点で、現時点で想定できるCOBSIの効果を測定するための指標、低コストなデータ収集の方法、簡易的な分析の方法について、技術提案書で提案を求める。

6. 実証事業のモニタリングと評価（1～2 か所／各国）
 - 1) COBSI の効果のモニタリング方法の整理
 - 2) 建設後の簡易堰及び水路等の灌漑施設のモニタリングと評価
 - 3) 維持管理体制のモニタリングと評価
 - 4) 市場を含む営農状況及び地域発展状況のモニタリングと評価
7. 将来的な新規事業案の検討
 - 1) 実証事業の評価結果から導かれる教訓や課題をとりまとめた、各国において COBSI を政策的に推進するためのコンセプトノートの作成（各国）
 - 2) 評価結果を踏まえた新規事業案の検討と提案
 - 3) 政府関係者へのモニタリングと評価結果の説明と新規事業案の提案
 - 4) COBSI への関心喚起を目的とした行政官対象のオンライン研修等の実施
 - 5) 効果的かつ持続的な COBSI の普及に向けた研修教材の整備及び実証事業実施による成果、課題、教訓、提言の取りまとめ
 - 6) TICAD 9 における COBSI 事業のアピールとしての情報の提供や発信

第5条 報告書等

1. 業務計画書

提出期限：契約締結後 10 営業日以内

言語（部数）：和文・英文（電子データを各 1 部）

2. ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：2025 年 9 月上旬

言語（部数）：和文・英文（PDF 電子データを各 1 部）

3. ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（ドラフト・ファイナル・レポートのコメントを反映したもの）

提出期限：2025 年 9 月 30 日

言語（部数）：和文・英文・仏文（製本版を各 2 部、PDF 電子データを各 2 部）

4. TICAD 9 での本調査結果発表のための広報素材

TICAD 9における今次広域 COBSI 基礎情報収集・確認調査結果の発表パワーポイントデータ及び広報用の写真及び動画（肖像権をクリアしたもの）

5. 面談録

記載事項：関係機関との面談内容の要旨

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し、速やかに提出

6. 収集資料

調査時に収集した資料、実証事業サイトの写真・動画及びデータは項目別に整理しリストを付した上で、ファイナル・レポートとともに提出する。

なお、写真・動画については JICA の広報利用を目的に肖像権に関して確認済みのものとする。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1：報告書目次案

別紙 2：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果、及び JICA との協議に基づき最終確定するものとする。

1. 調査概要
 - 1-1 調査の背景と経緯
 - 1-2 調査団の構成と調査行程

2. 調査対象国の調査結果
 - 2-1 調査対象国の選定プロセス・結果について
 - 2-2 マラウイ現地調査
 - 2-2-1 灌漑開発の現状、将来計画、法制度等
 - 2-2-2 マラウイにおける COBSI 協力の内容と現在の COBSI の状況
 - 2-2-3 COBSI の持続性や新たに COBSI を展開する際の教訓・留意点
 - 2-2-4 「COBSI を政策的に推進するためのコンセプトノート」作成にあたっての留意点
 - 2-3 A国
 - 2-3-1 灌漑開発の現状、将来計画、法制度等
 - 2-3-2 COBSI アプローチによる実証事業候補地と実証事業に向けた準備及び実施
 - 2-3-3 実証事業のモニタリングと評価
 - 2-4 B国
 - 2-4-1 灌漑開発の現状、将来計画、法制度等
 - 2-4-2 COBSI アプローチによる実証事業候補地と実証事業に向けた準備及び実施
 - 2-4-3 実証事業のモニタリングと評価
 - 2-5 C国
 - 2-5-1 灌漑開発の現状、将来計画、法制度等
 - 2-5-2 COBSI アプローチによる実証事業候補地と実証事業に向けた準備及び実施
 - 2-5-3 実証事業のモニタリングと評価
 - 2-6 D国
 - 2-6-1 灌漑開発の現状、将来計画、法制度等
 - 2-6-2 COBSI アプローチによる実証事業候補地と実証事業に向けた準備及び実施
 - 2-6-3 実証事業のモニタリングと評価

3. 今後の方向性
 - 3-1 実証事業の評価結果を踏まえたコンセプトノート（対象各国）
 - 3-2 COBSI の効果モニタリングの方法について
 - 3-2 将来的な新規事業案と TICAD 9 における COBSI 事業のアピールとしての情報と発信

添付 調査日程

各国の調査対象機関と収集資料

面談者リスト

実証事業サイト地図

実証事業に向けた説明資料、研修カリキュラム、教材

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	現地調査対象国の選定のための検討と判断のポイント	第3条 調査実施の留意事項 2. パイロット対象国の選定 第4条 調査の内容 1. 現地調査対象国の選定
2	マラウイの現地調査で確認すべき具体的なポイント	第3条 調査実施の留意事項 3. マラウイでの現地調査 第4条 調査の内容 5. マラウイで実施した COBSI プロジェクトの現状確認
3	各国において COBSI を政策的に推進するためのコンセプトノートのアウトライン案	第3条 調査実施の留意事項 4. COBSI 推進のためのコンセプトノート 第4条 調査の内容 7. 将来的な新規事業案の検討
4	COBSI の効果を測定するための指標、低コストなデータ収集の方法、簡易的な分析の方法	第3条 調査実施の留意事項 5. COBSI の効果のモニタリング方法の整理 第4条 調査の内容 6. 実証事業のモニタリングと評価

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7. 60人月

(現地渡航回数：延べ4回)

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 類似地域：サブサハラ・アフリカ地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配布資料／公開資料等

1) 配布資料

なし

2) 公開資料

- アフリカ地域 地域密着型小規模灌漑(COBSI)のアフリカ広域展開に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

[JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#)

- ザンビア国 持続可能な地域密着型灌漑開発プロジェクト業務完了報告書

[JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#)

- マラウイ共和国 小規模灌漑開発技術協力プロジェクト終了時評価調査報告書

[JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有（必要に応じて）
2	通訳の配置（仏語⇄英語）	有（仏語圏各国1名）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、調査対象国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理シス

テムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：サブサハラアフリカ地域の小規模灌漑

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書の体裁等は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	旅費（航空賃）	第3条 調査実施の留意事項	4,720,000円	航空賃（国間横移動分を含む）	旅費（航空賃）
2	翻訳		3,000,000円	翻訳	一般業務費

（4）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3